講習会開催のご案内

刈谷商工会議所では、毎月会員様に役立つ講習会を開催しています。
今後開催する講習会についてのポイントを紹介します！

9 / 5 ㊎　14:00 ～ 16:00

業績を上げるための「名刺力」セミナー
～名刺を変えるだけで仕事が取れる～

内容

○名刺・名刺交換の役割とは
・経営の目的とは？　・名刺の持つ可能性と重要性について　・効果的な「名刺交換」のコツとマナー

○「名刺力」アップの具体的な事例
・業績を上げる名刺３つのポイント　・名刺作成のステップ　・「名刺力」アップの具体的なポイント

○ワーク　「名刺実力判断テスト」
・実際に名刺交換　・「自分を知る」「会社を知る」　・仕事が取れる名刺！作成ワークシート

講 師　名刺コンサルタント　れいあうと・にっしん株式会社　専務取締役　**名倉　信一 氏**

10/17 ㊎　14:00 ～ 16:00

値引きに頼らない！ 消費税増税のための究極の説明技術法について

ご案内　本セミナーでは、一般的なノウハウに留まらず、「値引きに頼らない実践的な説明技術」を学びます。実践演習を交え「どういうプロセスで、どう伝えるのか」体感しながら理解を深めます。
是非、皆様多数のご参加をお待ちしています。

主な講座内容
① まずは、お客様の「購買心理」をおさえよう！
② 売り込まなくても、欲しくなる「魔法の質問」
③ 全く難しくない！これが「プロの説明技術」！？
④ 高単価繁盛店の共通点
⑤ 明日からできる「収益アップのコツ」　など

講 師　ナインソーツコンサルティング㈱
代表取締役 ／ 中小企業診断士　販売力強化プロデューサー　**野村　忠史 氏**

超熟は、イーストフード・
乳化剤は使っていません。
Simple is best.

歯　科　医療法人 至誠会
矯正歯科
小児歯科
二村医院
刈谷市桜町４丁目 24 番地
☎23-2222（デンソー本社前）
0120-148020
ホームページからもご予約できます
http://www.futamura.or .jp
●高度な滅菌・消毒で安心・安全
●専門医・認定医による良質治療
●日曜日・祝日も診療しています

法人会は、情報基地です。
刈谷法人会 刈谷支部
〒448-0843 刈谷市新栄町3-26
（刈谷商工会議所内）
ＴＥＬ (0566)21-0370

相談所だより　無料相談会のご案内

刈谷商工会議所・中小企業相談所では、経営に関する様々なご相談に応じています。お気軽にお問い合わせください。

税務相談（相続・贈与・譲渡等税務全般）

【日　　時】	12月2日(火) **午後1時～4時**
【場　　所】	刈谷商工会議所 1階 小会議室
【相 談 員】	当所委嘱東海税理士会刈谷支部所属税理士
【相談内容】	**事業承継の問題**など税務全般に関する個別相談です。 **秘密厳守**でご相談に応じます。 **※お一人45分の完全予約制**

労務相談（労務管理・労使紛争・年金等）

【日　　時】	10月8日(水) **午後1時～4時**
【場　　所】	刈谷商工会議所 1階 小会議室
【相 談 員】	当所委嘱社会保険労務士
【相談内容】	**労務管理・社会保険・労働保険・労使紛争の解決・年金**など、様々な疑問・質問に対し、**秘密厳守**でご相談に応じます。 **※お一人1時間の完全予約制**

下請受発注相談

（公財）あいち産業振興機構には県内の発注情報、受注情報が取りまとめられています。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

申込及び問合わせ先
刈谷商工会議所 中小企業相談所
TEL(0566)21－0370

愛知県信用保証協会 金融相談

【日　　時】	9月9日(火) **午後1時30分～4時** **1事業所30分程度　※完全予約制**
【場　　所】	刈谷商工会議所 1階 小中会議室
【相 談 員】	愛知県信用保証協会総合相談室 担当者

日本政策金融公庫 移動相談

【日　　時】	9月17日(水) **午前10時30分～12時** **1事業所30分程度　※完全予約制**
【場　　所】	刈谷商工会議所 1階 小会議室
【相 談 員】	日本政策金融公庫 担当者

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経制度）

無担保・無保証人かつ低金利の融資制度です。

◇融資限度額	**2,000万円**
◇返 済 期 間	**運転7年以内、設備10年以内**
◇融 資 利 率	**1.45%**(平成26年8月13日現在)
◇融 資 対 象	常時使用する従業員数が20人以下。(商業・サービス業では5人以下)の法人・個人事業主であること。 義務納税を完納していること。　他 **1,500万円以上のご融資を希望される方は、事業計画書等をご提出頂きます。**

人、地域とともに
豊田自動織機グループの
総合人材サービス

・人材派遣
・人材紹介
・人材育成
・改善支援
・知的財産
・植栽管理
株式会社サンスタッフ
www.sunstaff.co.jp

刈谷銀行協会
株式会社三菱東京UFJ銀行 刈谷支社
株式会社三井住友銀行 刈谷支店
株式会社十六銀行 刈谷支店
株式会社百五銀行 刈谷支店
株式会社名古屋銀行 刈谷支店
株式会社愛知銀行 刈谷支店
株式会社中京銀行 刈谷支店
岡崎信用金庫 刈谷支店
碧海信用金庫 刈谷支店
西尾信用金庫 刈谷支店
豊田信用金庫 刈谷北支店
愛知県中央信用組合 刈谷支店

"求人"のことなら"おまかせ"
求人ニュース
全地区 ■オールカラー ■毎週（日曜日）
5地区A・B・C・D・E各版発行
知多半島～西三河全域
TEL（0566）24-2811（大代表）
FAX（0566）24-2810（24H稼働）
株式会社ダイユーシャ
刈谷市高津波町7-802（JR逢妻駅より北へ徒歩8分）

平成26年度第1回　下請法クイズ

「下請法」って聞いたことはあるけど、
どんな法律なのかな？
難しそうだけど、うちの会社にも関係
あるのかな…？

下請法の理解に役立つ下請法クイズがあるよ！
ステップ１（下請法の適用範囲）、ステップ２
（親事業者の義務）に分かれているから、
チャレンジしてみてね！

【ステップ１】次の取引のうち、下請法の適用があるものには○を、そうでないものには×を付けてください。

１：　小売業を営むＡ社（資本金３億円超）は､自社の店舗で販売する自社のプライベートブランドの商品（ＰＢ商品）の製造をＢ社（資本金３億円）に委託した。

２：　小売業を営むＣ社（資本金１億円）は、自社の店舗で販売する自社のプライベートブランドの商品（ＰＢ商品）のデザインの作成を個人事業者Ｄに委託した。

３：　Ｅ社（資本金４億円）は、自社が製造販売する家電製品の取扱説明書について、その内容の作成から印刷までをＦ社（資本金２億円）に委託した。

【ステップ2】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

１：　下請事業者の見積りのとおりに発注することとしたので、書面は交付せずに口頭で発注した。

２：　納品に対しては受入検査を行っているが、受入検査は納品日に即日で行っていることから、発注書面には受入検査を完了する日を記載しなかった。

３：　下請代金の支払方法については、発注書面とは別の書面により下請事業者にあらかじめ通知しているので、個々の発注書面には記載しなかった（ただし、発注書面には、支払方法についてはその別の書面による旨を記載している。）。

４：　当社は、下請取引に関する書類を社内規定に従って２年間保存している。

お葬式を家族のものに。
家族葬のファミーユ
市営斎場（青山斎園）での、施行承ります。
ファミーユ刈　谷　ファミーユ半田東浦
ファミーユ知　立　ファミーユ阿 久 比
ファミーユ青山斉園前　ファミーユ阿久比別館
ファミーユ高浜碧南
365日24時間年中受付中
0120-12-1616
【本社】株式会社ファミーユ　刈谷市青山町 1-156-2

会計・税務のトータルサポート
税理士法人 みどり経営
代表社員税理士　天野卓男
社会保険労務士　守山暁子
資金繰り応援団
経営計画・公的資金や助成金の活用など
御社の資金繰りを強力にバックアップします！
株式会社みどり経営システム
相続・事業承継・創業支援etcお気軽にご相談下さい
刈谷市幸町２-３-３
電話 0566-23-3240　FAX 0566-22-9544
URL:http://www.midori-keiei.com

Ondesk
ポッ
◇運動会・夏祭り・展示会
各種イベント企画・設営
◇ディスプレイ看板製作
◇スポーツ施設工事
防球ネット・ゴルフネット
公園・学校体育施設
（愛知県知事許可　般23第27192号）
株式会社スポーツマネージメント
〒448-0813　愛知県刈谷市小垣江町古浜田３－４
TEL（0566)23-3751　FAX（0566)24-2557
『HP』http://www.supomane.com　『E-mail』info@supomane.com

《回答と解説》

【ステップ1】の回答：1→○、2→○、3→○

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この２つの条件を満たすと下請法が適用されます。

１：　小売業を営む事業者であっても、他の事業者に物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することは「製造委託」に当たります。「製造委託」では、委託元の資本金が３億円を超えている場合、委託先が資本金３億円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。また、委託元の資本金が１０００万円を超えている場合、委託先が資本金１０００万円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。（３億円基準）

なお、製造委託のほか、修理委託、情報成果物作成委託のうちプログラムの作成委託並びに役務提供委託のうち運送、倉庫保管及び情報処理の委託についても、３億円基準により、資本金区分に該当するか判断されます。

２：　自社が販売する商品のデザインの作成を他の事業者に委託することは「情報成果物作成委託」に当たります。「情報成果物作成委託」では、委託元の資本金が５０００万円を超えている場合、委託先が資本金５０００万円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。また、委託元の資本金が１０００万円を超えている場合、委託先が資本金１０００万円以下又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。（５０００万円基準）

なお、情報成果物作成委託のほか、役務提供委託についても、５０００万円基準により、資本金区分に該当するか判断されます（プログラムの作成委託や運送、倉庫保管又は情報処理の委託は、３億円基準により、資本金区分に該当するか判断されます。）

３：　取扱説明書は販売商品の一部を構成するものになりますので、取扱説明書の内容（コンテンツ）の作成及び印刷を委託することは下請法の対象になります。この場合、取扱説明書の印刷を委託することは「製造委託」に、取扱説明書の内容（コンテンツ）の作成を委託することは「情報成果物作成委託」に当たります。このように、３億円基準により資本金区分を判断する取引と、５０００万円基準により資本金区分を判断する取引が同時に発注された場合は、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準により下請法の対象になるかどうか判断されます。設問の例では、取引当事者の資本金の額から、印刷の委託は下請法の対象になりますが、内容（コンテンツ）の作成の委託は下請法の対象になりません。

なお、これらが一体不可分の取引として発注された場合は、いずれかの資本金区分に該当すれば、一体として下請法の対象になります。

【ステップ2】の回答：1→×，2→×，3→○，4→○

１：　親事業者が、発注に際して必要記載事項を記載した書面を直ちに交付しないことは、「書面の交付義務」（下請法第３条第１項）の規定に違反します。下請事業者の見積りのとおりに発注する場合であっても、発注の都度、親事業者は必要記載事項を記載した発注書面を交付しなければなりません。

２：　親事業者は、発注書面に、①自社及び下請事業者の名称、②発注年月日、③発注内容、④納期、⑤納入場所、⑥（受入検査を行う場合）検査完了期日、⑦下請代金の額、⑧支払期日、⑨（手形、一括決済方式、電子記録債権で下請代金を支払う場合）支払方法等、⑩（有償で原材料等を支給している場合）原材料等のａ品名、ｂ数量、ｃ対価、ｄ引渡期日、ｅ決済期日、ｆ決済方法の必要記載事項を全て記載する必要があります。受入検査を納品日に即日で行っている場合でも、受入検査を行うときは、発注書面に検査完了期日を記載しなければなりません。

３：　発注書面に記載する必要記載事項のうち、例えば、支払期日を毎月の特定の日とする、支払方法は手形とするなど、個々の発注により内容が変わることのない事項について発注書面とは別の書面によりあらかじめ通知している場合、個々の発注書面には、それらの事項の内容を記載する代わりに、それらの事項はあらかじめ通知している別の書面による旨を記載することでも、下請法で問題とはなりません。

４：　親事業者は、下請取引の内容等について記載した書類を作成し、２年間保存する義務があります（下請法第５条）。

公正取引委員会では、下請法に関するパンフレット・テキストの作成や講習会の開催もしています。
また、下請法に関する相談も受け付けていますので、いつでも下記の連絡先までお問い合わせください。

公正取引委員会

公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課

電話 052-961-9424（直通）　FAX 052-971-5003　ホームページ http://www.jftc.go.jp

平成26年度７月度　LOBO調査報告（商工会議所早期景気観測）

【全国】

○７月の景況をみると、全産業合計の業況ＤＩ（前年同月比ベース、以下同じ）は▲１９．７（前月比＋０．６ポイント）と、ほぼ横ばい。産業別にみると、建設業は、公共工事によるけん引が続くものの、住宅関連需要の低迷や人手不足に伴う外注費の増大などの影響が広がっており、悪化。製造業は、自動車関連が堅調なものの、多くの業種で電力料金や人件費などのコスト増に伴う収益圧迫が続き、マイナス幅が拡大。卸売業は、改善したものの、「悪化」から「不変」への変化が主因であり、実体はほぼ横ばい。小売業は、賞与増などを背景に持ち直しつつあるものの、駆け込み需要の反動が一部で残るほか、台風に伴う客足の伸び悩みもあり、改善幅は小幅に止まる。サービス業は、ガソリン価格の高騰により運送業で業況が悪化した一方、好調な外国人観光客のほか、夏の観光シーズン到来に伴う国内観光の活発化などにより、飲食・宿泊関連が押し上げ、ほぼ横ばい。

○向こう３カ月（８～１０月）の先行き見通しは、全産業合計の業況ＤＩ（今月比ベース）が▲１６．１（今月比＋３．６ポイント）と、改善する見込み。

○産業別に先行き見通しをみると、今月と比べ、建設業は、悪化を見込むものの、「好転」から「不変」への変化が主因であり、実体はほぼ横ばい。製造業、サービス業は、改善を見込むものの、「悪化」から「不変」への変化が主因のため、実体はほぼ横ばい。卸売業は、堅調な建設業や製造業向けの受注による下支えが見込まれるほか、駆け込み需要の反動が和らぎつつある中、小売業からの受注回復が期待されることから、マイナス幅が縮小。小売業は、夏の賞与増を背景に、夏物・秋物商品の売上増加や、高額品などの持ち直しが期待されることから改善。

【刈谷】

全産業合計の業況DIは、全国は(前月比－３．３ポイント)、刈谷は(前月比▲２．９ポイント)と、業況の悪化が見られた。

産業別に業況を見ると、製造業は前月比＋６．３で±０となり、建設業は▲１２．５で業況ＤＩは悪転した。卸売業は＋５０．０で良好な業況が見られ、小売業は▲１１．４と依然、マイナス水準にある。また、サービス業も▲１０．２とマイナス値で業況が悪化した。

自社が直面している経営上の問題等について

【製　造　業】　・人件費上昇に対する対応
　　　　　　　　・人材の雇用難、人質
【建　設　業】　・受注時点と実施時期のコスト差異（上昇）により利益が圧迫されている。
　　　　　　　　・業況は上向きだが、人材、人手不足により受注を躊躇するケースが多々ある。
【卸　売　業】　・粗利益率が低下し、利益が出にくい体質になってきた
【サービス業】　・正社員の数を増やしたが、飽和状態であり、人件費がかさんでいる。

業況ＤＩ＝【好転の回答割合】－【悪化の回答割合】＊前年同月比比較

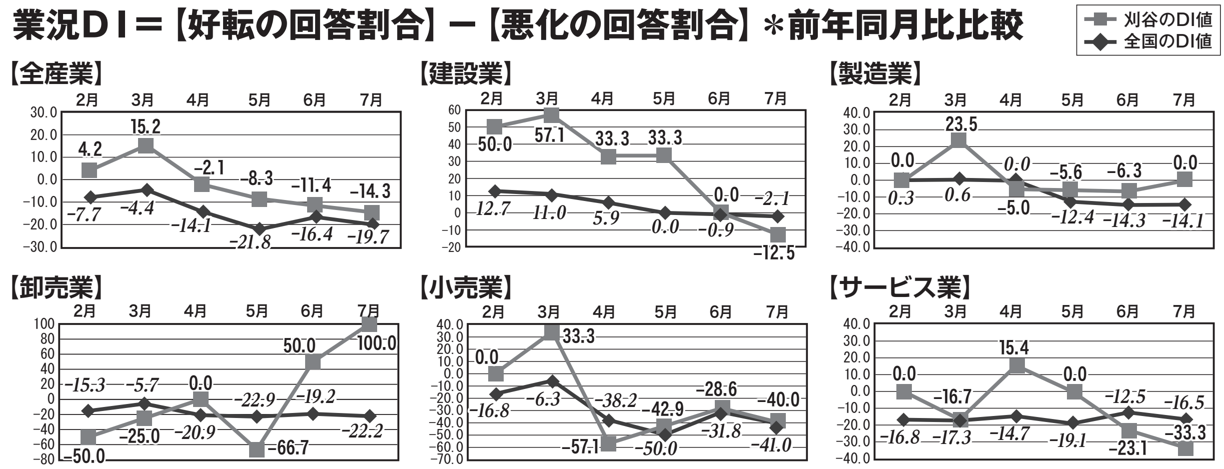

刈谷商工会議所会報
CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY
広告掲載の
お申し込み、お問い合わせは
下記まで
刈谷商工会議所
Tel.(0566)21-0370

刈谷商工会議所会報
CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY
広告掲載の
お申し込み、お問い合わせは
下記まで
刈谷商工会議所
Tel.(0566)21-0370

医療に支えられた質の高い介護サービス

介護付有料老人ホーム
博愛ナーシングヴィラ
全国有料老人ホーム協会正会員
〒448-0803　刈谷市野田町北口９５番地
☎(0566) 25-1600（JR 野田新町駅南）
http://www.hakuai.co.jp/

平成26年８月　会議所活動報告

◆正副会頭

日　　付	事　　業　　名	場　　　所
8月　　4日（月）	暴力追放刈谷市民会議	刈谷市産業振興センター
8月　　7日（木）	東海商工会議所連合会会頭会議	ウエステイングナゴヤキャッスル

◆部会

日　　付	事　　業　　名	場　　　所
8月　　4日（月）	工業第一部会役員会	高倉ビレッジ

◆会議所事業

日　　付	事　　業　　名	場　　　所
8月　　5日（火）	税務個別相談	刈谷商工会議所
	愛知県信用保証協会金融相談	刈谷商工会議所
	青年部理事会	刈谷商工会議所
8月　　6日（水）	商業簿記講習会（最終日）	刈谷商工会議所
8月　19日（火）	マル経審査会	刈谷商工会議所
	女性会理事会	刈谷商工会議所
	一店逸品運動　研究会	刈谷商工会議所
	青年部周年事業実行委員会	刈谷商工会議所
8月　20日（水）	かりや商人大学（料理教室４回目）	刈谷市総合文化センター
	日本政策金融公庫移動相談	刈谷商工会議所
8月　27日（水）	かりや商人大学（料理教室最終回）	刈谷市総合文化センター
	労務管理講習会 「2014年最新　助成金＆労働法改正～徹底活用と就業規則のおさえ」	刈谷商工会議所
8月　28日（木）	かりや商人大学　「災害から子供を守る」	刈谷商工会議所

◆会議などの出席

日　　付	事　　業　　名	場　　　所
8月　　6日（水）	刈商連理事会	あきんどぷら座
8月　　8日（金）	スペースアクア委員会	スペースアクア
	西三河専務理事会議	シャインズ
8月　21日（木）	平成26年度鉄道貨物協会夏季セミナー	名鉄ニューグランドホテル
8月　22日（金）	地域情報化推進審議会	キャッチネットワーク
8月　25日(月)～28日(木)	中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）	中小企業大学校関西校
8月　28日（木）	西三河相談所長会議	豊田商工会議所

９月の会と催し

5 日	金	消費税転嫁対策セミナー　「業績を上げるための名刺力セミナー」
8 日	月	セミナー「南米パラグアイの投資環境について」
9 日	火	女性会９月例会
	火	愛知県信用保証協会金融相談
	火	青年部理事会
11 日	木	日珠連委員会

12 日	金	かりや商人大学「自分の保険は自分で確認する!」
17 日	水	日本政策金融公庫移動相談
19 日	金	かりや商人大学「身近で発生する犯罪防止対策」
20 日	土	青年部 20 周年式典
25 日	木	一店逸品運動　研究会
29 日	月	かりや商人大学「坊ちゃんかぼちゃ料理講座」

カリヤボクシングジム
Ⓐ健康コース　Ⓑ選手コース
◆合気道　◆自成道空手
◆ブラジリアン柔術　◆総合格闘技
◆子供空手教室
◆実戦護身術　功朗法
◆キックボクシング基礎コース
●月～金　PM5：00～10：00
●土　　　PM4：00～ 9：00
●日（午前）合気道　（午後）護身術
お問い合せ　Tel(0566)21-2136
広小路 6-84-10(旧朝銀ビル 2F)
(刈谷市駅 徒歩４分)

手続・相談
労働保険・社会保険の書類作成
給料計算、就業規則の作成
人事・労務に関する相談
事業主、一人親方等の労災加入
紛争解決手続代理業務
特定社会保険労務士
吉浦経営労務事務所
労働保険事務組合
愛和経営労務協会
〒448-0813　刈谷市小垣江町中伊勢山 10-1
☎（0566）２４－１４８３（代）
http://www.yoshiura-krj.com/index.html

LAP ISO
Lead Auditor Project Team
ISO教育コンサルティング
エルエーピー
TS16949,ISO9001&14001
各種セミナー
◆大好評開催中！！
◆刈谷商工会員様には特別価格でご案内中！！
◆詳しくは
www.lapj.co.jp

顧　問
鈴木孝平 氏逝去

当所顧問の角文株式会社代表取締役会長　鈴木孝平氏は、去る平成26年８月２日永眠されました。（享年85歳）同氏は、昭和57年６月から22年間当所の副会頭を務められました。

なお、密葬は近親者にて済まされましたが、右記の通り「お別れの会」が開催されますのでご案内申し上げます。

記

日　　時　平成26年９月16日（火曜日）
午後２時から午後３時まで
（受付　午後１時30分より）

会　　場　ウェスティンナゴヤキャッスル
２Ｆ　天守の間
名古屋市西区樋の口町３番19号（名古屋城西堀端）
ＴＥＬ（０５２）５２１－２１２１

尚、ご香典ご供花お供物の儀は固くご辞退されております。また、ご都合のよい時間に平服にてご参加くださいますようご案内申し上げます。

マル経融資を利用しませんか？

刈谷商工会議所では、小規模事業者の支援の一環として低金利で無担保・無保証の融資で制度【マル経融資】の斡旋を行っています。今年度より、マル経利子補給補助金制度が創設されましたので、ぜひ、この機会にご利用ください。

マル経融資の特徴（メリット）

①無担保・無保証人
②低金利（年利１．４５％　平成26年８月13日）
③利子補給補助金が利用できます
※平成26年４月１日から平成29年３月31日までに融資が完了したマル経融資に係る利子で、初回から連続する12回分を限度とし、２分の１を乗じて得た額です。（上限20万円）

ご利用いただける方

- ●常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については５人）以下の法人・個人事業主の方
- ●最近１年以上、刈谷市内で事業を行っている方
- ●商工会議所の経営・金融に関する指導を原則６ヵ月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方
- ●税金（所得税、法人税、事業税、都道府県民税等）を完納している方
- ●日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

ご融資の条件

●貸付限度額　２，０００万円　※融資申込金額が1,500万円～2,000万円の場合は、事業計画書の提出が必要です。
●返 済 期 間　運転資金７年以内（据置期間　1年以内）
設備資金10年以内（据置期間　2年以内）

問合せ先　刈谷中小企業相談所　TEL 0566 - 21 - 0370

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな…

小規模企業共済制度

1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

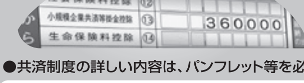

2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

★掛金は全額所得控除の対象になります。（左図は掛金月額3万円の場合）

平成23年1月から、個人事業主の「共同経営者」も加入できます！

共同経営者とは個人事業の経営に携わる方で配偶者・後継者・親族以外の方も加入可能です。
一事業主につき「2名」まで。

※詳しくは下記連絡先まで

●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度のお申し込みは　**刈谷商工会議所**　〒448-8503　愛知県刈谷市新栄町3丁目26番地　TEL 0566-21-0370㈹　FAX 0566-24-6049